

## 秋田県産業廃棄物税条例要綱

### (1) 課税の根拠（第1条関係）

県は、地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第6項の規定に基づき、産業廃棄物の発生の抑制その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物税を課することとする。

### (2) 定義（第2条関係）

産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に規定する産業廃棄物をいう。

最終処分業者等 県、最終処分場を設置する市町村及び廃棄物処理法による許可を受けて産業廃棄物の埋立処分を業として行う者をいう。

最終処分場 廃棄物処理法による許可を受けて設置された産業廃棄物の最終処分場をいう。

### (3) 納税義務者（第3条関係）

産業廃棄物税は、産業廃棄物の最終処分場への搬入に対し、当該産業廃棄物を排出した事業者（中間処理業者を含む。）に課することとする。

### (4) 課税標準（第4条関係）

課税標準は、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量とすることとし、その重量の計測が困難な場合には、体積を重量に換算することとする。

### (5) 税率（第5条関係）

税率は、1トンにつき1,000円とすることとし、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）による埋立区域内の県が設置する最終処分場に資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に規定する指定副産物である産業廃棄物を搬入する場合は、1トンにつき250円とすることとする。

### (6) 税額の端数計算（第6条関係）

税額の確定金額は、1円単位で算出することとする。

### (7) 徴収の方法（第7条関係）

徴収は、特別徴収によることとする。ただし、事業者が排出する産業廃棄物を自ら管理する最終処分場へ搬入する場合は、申告納付とすることとする。

(8) 特別徴収義務者（第8条関係）

特別徴収義務者は、最終処分業者等とすることとする。

にかかわらず、産業廃棄物税の徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者として指定することができることとする。

(9) 申告納入（第9条関係）

特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月において徴収すべき産業廃棄物税について、申告納入しなければならないこととする。

(10) 特別徴収義務者としての登録等（第10条関係）

(8) の者は埋立処分の開始日の5日前までに、(8) の者は指定の日から5日以内に特別徴収義務者の登録を申請しなければならないこととし、登録事項に変更を生じた場合には、変更の申請をしなければならないこととする。

により登録した者には特別徴収義務者の証票を交付することとし、証票を交付された者は、最終処分場に掲示しなければならないこととする。

証票を亡失し、又は破損した場合には、再交付を申請し、新たに証票の交付を受けなければならないこととし、特別徴収の義務が消滅した場合には、その旨を届け出るとともに、証票を返納しなければならないこととする。

(11) 徴収猶予（第11条関係）

特別徴収義務者が埋立処分料金及び産業廃棄物税を納期限までに受け取ることができなかったことにより、納入すべき徴収金を納入することができない場合には、申請により、その金額を限度として、2月以内の期間徴収を猶予することができることとする。

(12) 徴収不能額等の還付又は納入義務の免除（第12条関係）

特別徴収義務者が正当な理由により埋立処分料金及び産業廃棄物税を受け取ることができない場合又は天災その他の理由により徴収した税額を失った場合には、申請により、納入相当額を還付し、又は納入義務を免除することとする。

(13) 申告納付（第13条関係）

産業廃棄物税を申告納付すべき納税者（以下「産業廃棄物税の納税者」という。）は、毎月末日までに、前月における申告納付すべき産業廃棄物税について、申告納付しなければならないこととし、申告した重量又は税額を修正しなければならない場合には、修正申告書を提出するとともに、増加した税額を納付しなければならないこととする。

(14) 納税者の届出（第 14 条関係）

産業廃棄物税の納税者は、産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の 5 日前までに、住所、氏名等を届け出なければならないこととし、届出事項に変更を生じた場合には、その旨を届け出なければならないこととする。

(15) 帳簿書類の保存義務（第 15 条関係）

特別徴収義務者及び産業廃棄物税の納税者は、帳簿書類を備え、搬入の行われた日の属する月の翌々月の初日から 5 年間保存しなければならないこととする。

(16) 賦課徴収（第 16 条関係）

産業廃棄物税の賦課徴収については、この条例の定めのほか、法令及び秋田県県税条例（昭和 29 年秋田県条例第 24 号）の定めるところによることとする。

(17) 使途（第 17 条関係）

知事は、納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除した額を、産業廃棄物の発生の抑制その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てなければならないこととする。

(18) 規則への委任（第 18 条関係）

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとする。

施行期日等

(1) この条例は、地方税法第 731 条第 2 項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、同日以後に行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入に対して課すべき産業廃棄物税について適用することとする。

(2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。